(別添書類第 11 号) 配慮事項に係る措置を記載した書類

本書類は、大深度地下の公共的使用に係る特別措置法(以下、「大深度法」という。)第 14 条第 2 項第 12 号に掲げる「その他国土交通省令で定める事項」として、大深度法施行規則第 9 条第 8 号に規定された「大深度地下の公共的使用に関する基本方針(平成 13 年 4 月 3 日閣議決定)(以下、「基本方針」という。)に定められた大深度法第 6 条第 2 項第 3 号に掲げる事項に係る措置(大深度法第 14 条第 2 項第 7 号に掲げる書類に記載された措置を除く。)」を記載した書類である。

基本方針及び大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針(平成17年7月)(以下、「指針」という。)に定める以下の項目についての対応を示す。

1. バリアフリー化の推進

基本方針では、「鉄道駅等一般有人施設を大深度地下に設置する場合には、エスカレーターやエレベーターの整備をはじめ、音声誘導、表示上の工夫や高齢者等が見やすい配色等の情報伝達の対策を行うとともに、人的協力等のソフト面での対策を行うことも含め、総合的なバリアフリー化を推進していくことが必要である」とされている。

事業区域には一般有人施設が存在しないため、特段の措置を講じない。

2. アメニティーの向上

指針では、「当該施設内の温度・湿度、空気・気流、光、音を適切に管理するとともに、施設への地下水の漏水を防ぐことにより、快適で安心できる内部環境を維持する必要がある」とされている。

鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び鉄道構造物等設計標準・同解説「シールドトンネル」(鉄道技術総合研究所、平成14年12月)に基づき、駅及び非常口に換気設備を設置して事業区域におけるトンネル内の換気を行い、温度・湿度、空気・気流を適切に管理する。

また、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準(以下、「解釈基準」という。) 第 29 条に基づき、トンネル内の避難の際通路になる部分の路面の主要部分で1ルクス以上の照 度を確保できるようトンネル内照明を設置する。このトンネル内照明については、解釈基準に 基づき、1年に1回以上の動作確認等を行い、その機能を継続的に発揮できるよう、適切に整 備する。

さらに、トンネル内への浸水や漏水防止を目的とし、トンネル標準示方書[シールド工法編] (土木学会、平成28年7月)及び鉄道構造物等設計標準・同解説「シールドトンネル」に基づき、シール材等の防水工を設置する。非常口等の地表部の開口部からの浸水を防止する対策として、防水扉等の対策を実施する。

一方、トンネル内においては火災時の消火水を排水する必要がある。このため鉄道構造物等設計標準・同解説「シールドトンネル」に基づき、状況に見合った排水能力を有する排水施設を設置する。

3. 文化財の保護

既存資料(「国指定文化財等データベース」、「東京都文化財総合目録(都指定・国指定・ 区市町村)」、「神奈川県の文化財」、「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」、 「市内の文化財(春日井市ホームページ)」、「指定文化財等目録一覧(名古屋市ホームページ)」等)を収集し整理したところ、事業区域に係る土地の範囲において文化財保護法等による文化財が確認された。

基本方針に示された文化財の保存に影響を及ぼすと考えられる「地下水位・水圧の変化、振動、周辺環境の変化等」において、別添書類第6号に示すとおり、事業の実施が環境に及ぼす影響については事業者の実施可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減できると評価されている。また、別添書類第6号「2.2.1」に示すように、トンネル施工による地盤変位について、数値解析による予測を実施し周辺地盤の変位は小さいと予測されていることから、地上の文化財に対しても、問題となるような影響はないと考えられる。

また、既存資料(「東京都遺跡地図情報インターネットサービス」、「大田区遺跡地図」、「川崎の遺跡」、「川崎市地図情報システムガイドマップかわさき」、「春日井市遺跡分布図」、「名古屋市遺跡分布図(北区)」等)を収集し整理したところ、事業区域に係る土地の範囲において文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認された。

事業区域は、地下 41 メートル以深をシールド工法により施工する区間であり、事業区域に係る土地の範囲における埋蔵文化財の取扱いについて、東京都教育庁へ照会を行ったところ「東京都内における埋蔵文化財は、人類の痕跡が残る3万5千年前の立川ローム層までを対象としており、その深度は2.5m~3m程度を想定している。また、谷部では10mまで埋蔵文化財が存在する可能性があるが、地表部から41m以深に埋蔵文化財や史跡等が存在する可能性はない。」との回答があった。さらに、川崎市教育委員会へ照会を行ったところ「川崎市内における埋蔵文化財は、人類の痕跡が残る約4万年前までの立川ローム層までを対象としており、その深度は概ね4~5m程度を想定している。また、谷部では10~15mまで埋蔵文化財が存在する可能性もあるが、地表部から41m以深に埋蔵文化財や史跡等が存在する可能性はない。」との回答があった。加えて、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会へ照会を行ったところ「地表部から41m以深においては、遺構・遺物が存在する可能性がない。」との回答があった。以上のことから、事業区域に係る土地の範囲で埋蔵文化財を直接改変する可能性はないと判断している。ただし、工事中、新たに埋蔵文化財等が発見された場合は、事業者として直ちに工事を中止し、関係機関と協議し、埋蔵文化財等の保護の為に必要な措置を行う。

4. 国公有財産の影響

土地登記簿や住宅地図を確認したところ、事業区域に係る土地の範囲において、道路、河川、 公園等の国公有財産の存在が確認されたが、別添書類第6号「2.2.1」に示すように、トンネル 施工による地盤変位について、数値解析による予測を実施し周辺地盤の変位は小さいと予測さ れていることから、国公有財産に対しても、問題となるような影響はないと考えられる。